

検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査（中間報告）

1 中間報告の趣旨

- 本調査は、国が法令等に基づいて設けている検査検定制度及び資格制度に関し、その申請、受験、取得、維持等に当たり、申請者等が受ける負担（申請手続きに係る負担、手数料等金銭的負担等）について、その状況を把握し、必要以上の負担の軽減を図るため実施。
- 調査に当たっては、国が設けている検査検定制度及び資格制度の全体を把握し、そのうち、当省が募集した国民からの意見要望や制度の実施運営に係る収支の状況等を踏まえ、一定のものを抽出。これらについて、実地調査を行い、問題点を把握しているところ。
 - （抽出対象）
 - ・検査検定制度：全体 131 制度中 31 制度を抽出
 - ・資格制度：全体 303 制度中 106 制度を抽出
- 現状において、既に調査を行った制度に関し、
 - ・申請書類の提出等、申請に当たり過度の負担等を求めているなどの問題点があると考えられるもの
 - ・手数料等金銭的負担に関する積算の在り方や収支の状況等からみて、問題点があると考えられるもの等の状況が判明したところ。



- 今後、当省としては、抽出した制度全体について必要な調査を行い、早急に改善点を取りまとめることとしているが、各制度の所管府省及び実施主体において、新年度の事業計画等に反映することなどにより、早期に改善を行うなどの自主的な取組も重要。このため、現段階における調査の状況を中間的に公表し、各府省に参考連絡するとともに、行政刷新会議等の議論にも資するものとする。

2 調査の概況

(1) 検査検定制度・資格制度の全体

今回把握した国が設けている検査検定制度及び資格制度の各府省別の制度数は、以下のとおり。

表1 検査検定制度及び資格制度数

(単位：制度)

府省	検査検定制度	資格制度
警察庁	8	7
金融庁	—	3
消費者庁	—	1
総務省	15(2)	12
法務省	—	6
財務省	—	2
文部科学省	6(3)	8(1)
厚生労働省	14(2)	137
農林水産省	13(1)	14
経済産業省	38(9)	31(3)
国土交通省	47(6)	74(1)
環境省	5(2)	12(3)
合計	131	303

(注) ()内は複数府省による共管となっている制度数。なお、合計欄については、共管するものを整理したものであるため、各府省の合計とは一致しない。

(2) 検査検定制度・資格制度の実施主体

これら制度の実施主体別の状況は、以下のとおり。

表2 制度の実施主体別内訳

(単位：制度)

実施主体	検査検定制度	資格制度
全て国(注1)	39	44
全て独立行政法人(注1)	2	4
全て地方公共団体(注1)	11	13
公益法人(注2)	42	178
公益法人を除く複数主体で実施	28	22
自主確認	7	—
その他(注3)	2	42
合計	131	303

(注) 1 検査検定、資格認定等に係る業務の実施過程において、試験、講習等の種々の事務があるが、それら全てが国、独立行政法人又は地方公共団体で行われているものを計上
 2 試験事務、講習事務など制度の全部又は一部が公益法人に委託等されているものを計上
 3 「その他」は、株式会社等である。

(3) 今回の調査において、当省が実地調査の対象とするものの選定

実地調査の対象制度に係る選定基準は、以下のとおり。

- ① 当省が本調査の実施に当たり、本年7月1日から23日までの間にホームページ等で受け付けた国民からの意見要望の対象となった制度（明らかな事実誤認等は除く。）、新聞報道があった制度等

意見要望等【47制度】

- ・検査検定制度：2制度
（手数料が高い、申請手続の軽減等）
- ・資格制度：45制度
（受験料が高い、受験者数が減少しているもの等）

- ② 資格認定等に係る講習の受講料が10万円以上の高額となっている制度

受講料が高額となっている制度【13制度】

- ・10万円以上20万円未満：10制度
- ・20万円以上30万円未満：2制度
- ・30万円以上：1制度

- ③ 公益法人が実施主体となっているものについて、その公表されている以下の収支状況等のデータを踏まえ、内部留保率については25%以上の法人、常勤役員平均報酬額（年額）については1,200万円以上の法人が実施している検査検定制度及び資格制度

<内部留保率>

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、その内部留保率は「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい」とされている。

検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている公益法人（本年7月時点で各省の提出資料を基に当省が把握したもの）の「内部留保率」の状況は、以下のとおりである。

表3 検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている公益法人の内部留保率
(単位：法人)

内部留保率	検査検定制度	資格制度
25%以下	34	70
25%超 30%以下	12	14
30%超 40%以下	8	10
40%超 50%以下	4	8
50%超	6	17
合計	64	119

- (注) 1 「平成22年度特例民法法人に関する年次報告(内閣府)」による。
 2 検査検定及び資格認定等の両制度を実施するものは、両方に計上(13法人)
 3 「内部留保額」とは、総資産額から、①財団法人における基本財産、②公益事業を実施するために有している資金、③法人の運営に不可欠な固定資産、④将来の特定の支払に充てる引当資産等及び⑤負債相当額を引いたものをいう。「内部留保率」とは、この内部留保額を、①一事業年度における事業費、②管理費及び③法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資金運用等のための支出は含めない。)の合計額で除したものをいう。

<有給常勤役員平均報酬額(年額)>

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(平成8年9月20日閣議決定)においては、「常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする」とされている。

検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている公益法人(本年7月時点で各省の提出資料を基に当省が把握したもの)の「常勤役員平均報酬額」の状況は、以下のとおりである。

表4 検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている公益法人の常勤役員平均報酬額

(単位：法人)

常勤役員平均報酬額	検査検定制度	資格制度
有給役員なし	1	14
400万円未満	1	2
400万円以上 800万円未満	10	20
800万円以上 1,200万円未満	15	31
1,200万円以上 1,600万円未満	28	38
1,600万円以上 2,000万円未満	9	14
2,000万円以上	0	0
合計	64	119

- (注) 1 「平成22年度特例民法法人に関する年次報告(内閣府)」による。
 2 検査検定及び資格認定等の両制度を実施するものは、両方に計上(13法人)

3 現段階の調査実施途上で判明した問題点

- 申請書類、申請手続等の負担について、以下のように、今後必要な改善措置を検討すべきと考えられる事例がみられる。

- ・ 審査に必要不可欠とはいえない申請書類等の提出を求めている
- ・ 他の申請書類等で確認可能な事項について、別途書類等の提出を求めている
- ・ 類似する制度では提出を不要とされているなど、必ずしも必要でない書類等の提出を求めている
- ・ 申請書類の配布や受付について、窓口による対応に限定している 等

「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）においては、「添付資料は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る」とされている。

- 手数料の設定及び収支の状況について、以下のように、今後必要な改善措置を検討すべきと考えられる事例がみられる。

<手数料の設定について>

- ・ 積算根拠がインターネット等で公開されていないものがある
- ・ 経費が過大に計上されている等コストを適切に反映していないと考えられるものがある
 - ⇒ 試験、講習に要する事務費（会場費）、人件費が過大である
 - ⇒ 一定の基準を満たす者は、一部の実地試験が実施されないにもかかわらず、全ての者がそれを受験する前提でコストを積算している
 - ⇒ 実際には使用されないテキスト等を経費に算入し、受講者から対価を得ている 等

<収支の状況について>

- ・ 収支の状況がインターネット等で公開されていないものがある
- ・ 毎年相当額の余剰金が生じているにもかかわらず、手数料の見直しが行われていない、一部には50%を超える内部留保等として蓄積している、等の法人がある
- ・ 検査検定制度及び資格制度以外にも法人が実施している事業がある場合でも、区分経理等が行われておらず、コストと負担の関係に不合理が生じているものがある 等

手数料の設定及び収支の状況については、以下の基準等によることとされている。

- ・ 料金の決定及び積算根拠の公開（「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定））

委託等に係る事務・事業の検査料等の料金は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せインターネットで公開すること。

- ・ 会計処理の明確化及び透明化（同上）

企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開すること。

- ・ 対価を伴う公益事業の適切な実施（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について」（平成8年9月20日閣議決定））

対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。